

平成 29 年 3 月 8 日

公益社団法人広島県バス協会 御中

広島労働局職業安定部長

改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関する
合理的配慮指針事例集【第三版】の策定について

職業安定行政の運営については、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 1 日より、雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務等を規定した、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、貴団体に対しても、平成 28 年 5 月 12 日付け「改正障害者雇用促進法の施行を踏まえた公正な採用選考の実施等について」により、改正法の施行と併せて、更なる採用基準等の点検を含め就職の機会均等に向けた取組の推進につきまして、格段の御配慮をお願い申し上げたところです。

今般、各都道府県労働局等において収集した事例を追加等した「合理的配慮指針事例集【第三版】」が策定・公表されましたので、傘下各企業への周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

